

まちづくり委員会資料

「墓地利用の適正化を図るための無縁化した墓所の整理の考え方（案）」に関するパブリックコメント実施について

建設緑政局

**「墓所利用の適正化を図るための無縁化した墓所の整理の考え方（案）」
についてご意見をお寄せください**

市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）では墓所管理の適正化と墓所需要への対応によるサービス向上を目的として、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条及び川崎市墓地条例第18条に基づき縁故者のいない遺骨の改葬（以降「無縁改葬」という）の手続きを実施することを計画しています。

川崎市における「無縁改葬」の実施は今回が初めてとなることから、無縁化した墓所の整理の考え方について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成24年6月15日（金）～平成24年7月17日（火）

※郵送の場合は、7月17日（火）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（811）6251

（川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所）

(3) 郵送又は持参

〒213-0033 川崎市高津区下作延 1241 番地

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、霊園事務所、早野聖地公園事務所、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

電話：044（811）0013 FAX番号：044（811）6251

E-mail: 53reien@city.kawasaki.jp

「墓所利用の適正化を図るための

無縁化した墓所の整理の考え方（案）」について

1 無縁化した墓所の整理の目的

無縁化した墓所は墓所の荒廃や管理手数料未収の原因となり、霊園の適正な管理の支障となっています。無縁化していると思われる墓所は増加しており、調査、整理が必要となる墓所は、平成24年4月1日現在、緑ヶ丘霊園（昭和18年開設）で約200か所程度、早野聖地公園（昭和54年開設）で約50か所程度あるものと推定されます。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条による無縁改葬公告の手続きを経て無縁と認められた墓所の遺骨は、川崎市墓地条例第18条による埋葬場所の使用許可取消を行った後、改葬（無縁改葬）することが可能です。そこで本市では平成24年度から緑ヶ丘霊園における「無縁改葬」の手続きに着手するとともに、緑ヶ丘霊園に「（仮称）無縁合葬墓」を整備し、平成26年度から遺骨を移すことを予定しています。また早野聖地公園および緑ヶ丘霊堂収蔵遺骨についても順次「無縁改葬」を進めることとします。これにより現在抱えている荒れた墓所の増加や管理手数料未収の問題を解決することができ、また改葬後の墓所区画の「再募集」による新たな墓所供給が可能となります。

2 「無縁改葬」の対象となる要件

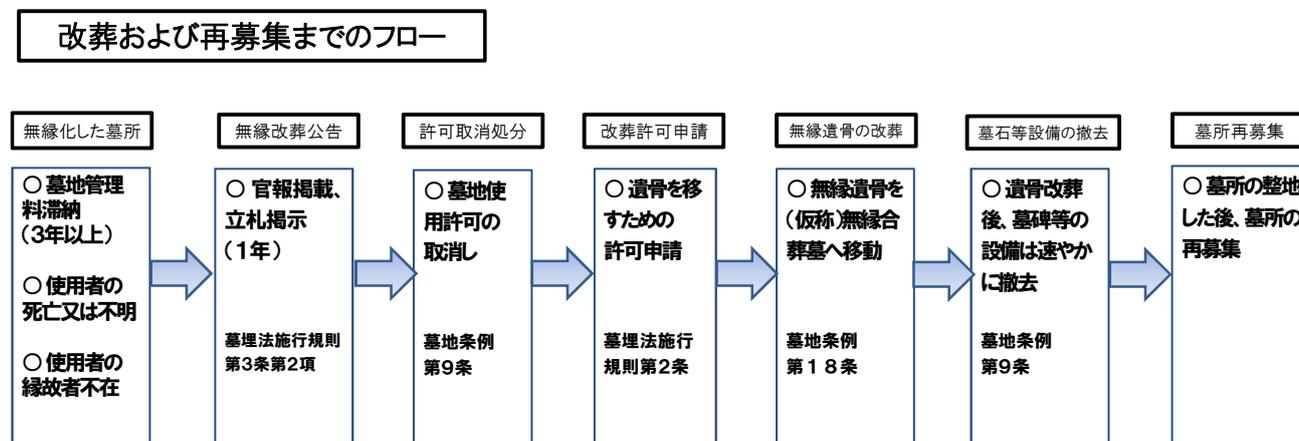
本市では次の要件すべてを満たした墓所を「無縁改葬」の対象とします。

- (1) 墓地使用者が墓地管理手数料を3年以上未納状態であるとき
- (2) 墓地使用者が死亡又は居所不明のとき
- (3) 墓地使用者の縁故者調査（血族三親等、姻族三親等）を行っても祭祀承継者が現れないとき

ただし、緑ヶ丘霊堂に収蔵している遺骨については、使用許可後20年を経過し、縁故者調査（血族三親等、姻族三親等）を行っても祭祀承継者が現れない場合に改葬を行います。

3 「無縁改葬」および「再募集」までの流れ

次の流れで進めることとします。



4 「無縁改葬」に伴う遺骨の取扱い

「無縁改葬」の手続きについては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則に定められていますが、「改葬後の遺骨の保管・埋収蔵の方法や保存期間」については規定がありません。

川崎市では改葬先となる「(仮称)無縁合葬墓」の整備可能な敷地面積に限りがあることから、土地の効率的な活用と、一定期間は遺骨を返還可能とする収蔵方法として、次のように遺骨を取扱います。

- 遺骨は標準的な大型の骨壺から小型の3寸壺へ入替え、20年間個別収蔵するものとし、この間の縁故者からの遺骨の引き取り希望に対応します。また、残骨は他の遺骨と合葬します。
- 個別収蔵後20年間の間に遺骨の引き取り申出がない遺骨は、他の遺骨と合葬します。

5 「無縁改葬」に伴う墓石等設備の取扱い

墓石等設備については、返還を考慮に入れた管理および保管スペースの確保は困難であること、また管理手数料未納による不公平の是正および循環利用に向けた再募集のため、「無縁改葬」後は速やかに撤去処分を行うこととします。

6 「(仮称)無縁合葬墓」の施設概要

「無縁改葬」先として、「(仮称)無縁合葬墓」を緑ヶ丘霊園内に整備します。また当該施設は緑ヶ丘霊園、早野聖地公園および緑ヶ丘霊堂からの無縁遺骨を収蔵する施設とします。

構造 半地下式

(公園墓地の景観に配慮し、地上部への建築物の露出を最小限とする)

規模 遺骨約12,000体収蔵可能な施設とする



7 スケジュール

- 平成24年度 縁故者調査、「無縁改葬」公告の開始
- 平成25年度 「(仮称)無縁合葬墓」建設
- 平成26年度 無縁遺骨の改葬
- 平成27年度 墓所再募集開始

無縁墳墓整理関係法令抜粋

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
 - 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
 - 三 埋葬又は火葬の場所
 - 四 埋葬又は火葬の年月日
 - 五 改葬の理由
 - 六 改葬の場所
 - 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
 - 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
 - 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

第三条 死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

川崎市墓地条例

(使用許可の取消)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、市長は、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 埋葬場所の使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。
- (2) 埋葬場所の使用者が許可を受けた日から使用しないで2年を経過したとき。
- (3) 埋葬場所の使用者が3年間管理料を納めないとき。
- (4) 墓地の使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (5) 使用者が使用場所を転貸したとき。
- (6) この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は、直ちにその場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行なわなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は義務者から徴収する。

(無縁墳墓の改葬)

第18条 市長は、埋葬場所の使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。

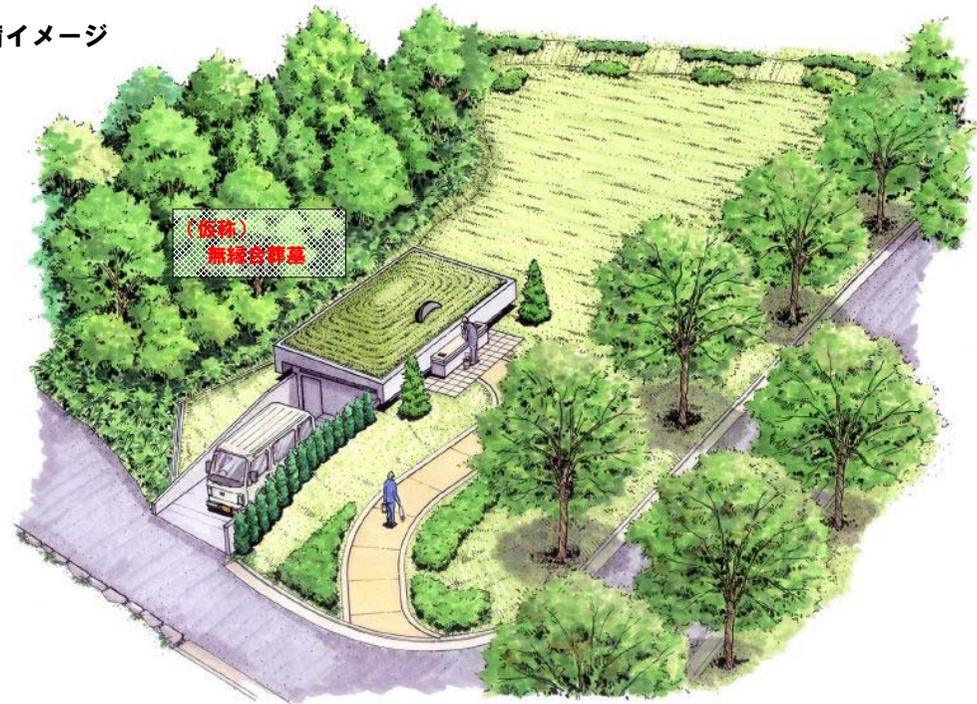
2 前項による墳墓改葬前に、その場所を従前使用者の親族又は縁故者が使用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。

(仮称) 無縁合葬墓の整備について

案内図



整備イメージ



<施設概要>

構造	半地下式 2階建て
建築面積	約 40㎡
延床面積	約 80㎡
収蔵遺骨数	約 12,000体

<整備予定>

平成24年度	基本設計・実施設計
平成25年度	整備工事

断面図

